

管路 DB 方式で発注する事後審査型制限付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。なお、本入札は、総合評価落札方式により執行する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

宇都宮市上下水道事業管理者 大竹 信久

1 入札対象工事

No.2026012753

入 札 番 号	5 0 2
工 事 名	配水管更新工事 第 2 4 号（管路 DB 方式）
工 事 場 所	宇都宮市西川田町ほか 5 町 主要地方道 宇都宮栃木線
工 期	令和 1 1 年 3 月 9 日まで
工 事 概 要	別紙，設計書表紙，要求水準書のとおり
予 定 価 格	落札決定後，公表

2 入札に参加できる者に必要な資格要件

宇都宮市から令和 7・8 年度建設関連業務委託（コンサル）入札参加資格及び建設工事入札参加資格を受けている業者で、開札日当日において下記の要件を満たしていること。

入 札 参 加 形 態		特定建設工事共同企業体 構成員：2 者
共 同 企 業 体 結 成 要 件		1 結成は自主結成とする。 2 構成員は、この工事において 2 以上の共同企業体の構成員になれない。
代 表 者 の 要 件	業 種	土木一式工事
	対象等級	A 級
	建設業許可	特定建設業又は一般建設業
	配置技術者	建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）の規定に基づき、本工事に対応する監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。なお、本工事は、監理技術者又は専任の主任技術者の「兼任を認める工事」の対象とする。また、請負金額が 4,500 万円未満の場合は技術者の専任を要しない。
	現場代理人	他に手持ち工事のない者を現場代理人として常駐で配置できること（技術者との兼任は可）。
	地 域 要 件	宇都宮市内に建設業法第 3 条に基づき設置された本店があること。
	出 資 比 率	構成員の中で出資比率が最大であること。
	そ の 他	取り分け要件に該当しないこと。（詳細は、5 その他（3）を参照）
構 成 員 の 要 件	業 種	土木関係建設コンサルタント業務
	業務主任技術者 及び 照査技術者	上下水道設計業務委託共通仕様書のとおりに配置できること。
	地 域 要 件	宇都宮市内に設置された本店があること。

3 入札日程等

特 定 建 設 工 事 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書 （共同企業体）	令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金） 午前 9 時から午後 1 時まで	提出場所：宇都宮市上下水道局企業総務課 （2 階）
評価項目算定資料 の 提 出	特定建設工事入札参加資格 審査申請書（共同企業体）と 共に評価項目算定資料を提	宇都宮市上下水道局ホームページから ダウンロード

	出すること。	
設計図書の閲覧期	令和8年10月30日（金）まで	閲覧場所：宇都宮市電子入札システム又は宇都宮市上下水道局企業総務課（2階）
設計図書に関する質問提出日	令和8年10月16日（金）午後1時まで	提出場所：宇都宮市上下水道局企業総務課（2階）
設計図書に関する質問回答	令和8年10月21日（水）午後5時までに宇都宮市電子入札システムにおいて「質問への回答」を掲示する。ただし、質問が無かった場合は、掲示しない。	
入札方法	電子入札	
工事費内訳書の提出	必須	
入札書の提出	令和8年10月22日（木）午後1時から 令和8年10月29日（木）午後1時まで	宇都宮市電子入札システムにより提出すること。
技術評価項目及び配点について	「算定基準（施工能力評価方式）」のとおり	
開札日時及び場所	日時：令和8年10月30日（金） 午前9時30分 場所：宇都宮市上下水道局入札室（5階）	
技術評価点の公表	落札候補者を決定した日の翌日、宇都宮市上下水道局ホームページに公表する。なお、技術評価に疑義があるときは、文書により照会することができる。	
技術評価点の疑義照会期間	技術評価点を公表した日の翌日から2日間（市の休日を除く。）	提出場所：宇都宮市上下水道局企業総務課（2階）
技術評価点の修正公開日	疑義照会期間の翌日から2日以内（市の休日を除く。）までに宇都宮市上下水道局ホームページに公表する。	
低入札価格調査制度	適用	
確認書類提出日	提出を求められた日の翌日から2日以内（市の休日を除く。）	提出場所：宇都宮市上下水道局企業総務課（2階）
落札者決定基準及び決定方法	総合点の最も高い者を落札第1順位者とし、入札参加資格確認書類が提出された日から原則2日以内（市の休日を除く。）に、入札参加資格が認められた場合に落札（候補）者とする。	

4 入札保証金等

入札保証金	免除
契約保証金	納付
支払条件	前金払：有

5 その他

(1) 宇都宮市上下水道局に係る設計・施工一括発注方式実施要領，事後審査型制限付き一般競争入札共通事項（電子入札用・総合評価落札方式用）に示すとおりとする。

(2) 開札日が同じ工事では、配置予定技術者を重複して申請をすることはできない。
ただし、複数の参加申請をしても複数の落札者となれない工事（分離・分割発注等）を除く。

(3) 本工事における取り抜け要件（近接工事，分離・分割工事，同日同工種工事）は以下のとおりとする。取り抜け要件に該当する場合、複数の入札に参加したとしても、複数の落札者とはならない。また、特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員についても取り抜けの対象とする。
ただし、応札者が1者であった場合は、当方式の対象外とする。
なお、落札候補者からの入札参加資格確認は、取り抜け要件ごとに、開札日及び以下の順に落札候補者が存在する案件から順次実施する。

近接工事

- ・近接工事を施工中でないこと（入札参加資格確認時点で判断するものとする。）
- ・公告日が同一の近接工事
なし

分離・分割工事

なし

同日同工種工事

なし

(4) 特定建設業許可の者で監理技術者を配置せず主任技術者を配置する場合、及び一般建設業許可の者は、一部下請の発注を 5,000 (建築一式工事は 8,000) 万円未満とする。

(5) 本工事は「週休 2 日制工事（発注者指定型）」の対象工事である。

実施要領URL：上下水道局HP

(http://www.city.utsunomiya.tochigi.supercals.jp/suidou_kouji/index.html)

(6) 本工事は「情報共有システム活用工事（受注者希望型）」の対象工事である。

実施要領URL：上下水道局HP

(<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/josuido/jigyosha/1018747/1039326.html>)

(7) 本工事は、管路 DB 方式による工事である。

管路 DB 方式とは設計と施工を一体的に発注し、事務事業の削減や工期の短縮等を図ることを目的とする。

(8) 本工事は、落札者の決定後において、当該落札者と工事請負契約を締結する一括契約方式により実施する。

6 照会先

宇都宮市上下水道局企業総務課 TEL 028-633-3244

HP：http://www.city.utsunomiya.tochigi.supercals.jp/suidou_kouji/index.html

算定基準（施工能力評価方式）

工 事 名：配水管更新工事 第24号（管路DB方式）

工事場所：宇都宮市西川田町ほか5町 主要地方道 宇都宮栃木線

1 価格点と技術評価点の配点は、次のとおりとする。

ア 価 格 点 80点

イ 技術評価点 20点

2 技術評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料（添付資料も含む。）により、下記の表に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評定点 入札参加者の工事成績評定点（以下をすべて満たすもの）の平均値（小数点第2位以下切捨て）により評価する。 ・過去3か年度（公告日の属する年度は含まない。）に検査室又は技術監理室が検査を完了した工事 ・本工事と同一工種の工事 特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。	5.0点	75点以上	5.0点
		67.0点以上75.0点未満は、下式により算定する 平均値／2－32.5 （小数点第3位以下切捨て）	4.95点 ～ 1.00点
		67点未満又は工事成績評定点なし	0点
(2) 同種工事施工実績 過去に同種・類似工事を施工した実績により評価する。 特定建設工事共同企業体による工事は、各構成員の工事实績として扱う。	1.0点	元請実績あり	1.0点
		一次下請として実績あり（同種・類似工事の条件を満たす）	0.3点
		一次下請として実績あり（同種・類似工事の条件を確認できない）	0.15点
		実績なし	0点
(3) 優良工事表彰状況 過去5か年度（公告日の属する年度を含む）における優良建設工事表彰又は優秀賞の受彰の有無及び受彰工種により評価する。	2.0点	同工種の優秀賞受彰歴あり	2.0点
		同工種の受彰歴あり	1.5点
		異工種の優秀賞受彰歴あり	1.0点
		異工種の受彰歴あり	0.5点
		受彰歴なし	0点

(4) ア 若手・女性技術者評価 配置予定の「監理技術者」,「主任技術者」又は「現場代理人」が以下のいずれかに該当する場合に評価する。 ・ 40歳以下であり, 国家資格等を有する者又は実務経験10年以上の者 ・ 女性 イ 週休2日制工事施工実績 過去2か年度(公告日の属する年度を含む)に完成引き渡しが完了した国・特殊法人等・都道府県・都道府県出資公社・市区町村が発注した工事を, 元請として施工した工事において, 発注機関の要領等により4週8休以上を達成した工事における実績を評価する。 ウ 建設キャリアアップシステム導入 評価項目算定資料提出日現在において事業者登録している実績を評価	ア～ウの項目数による評価 1.0点	3項目	1.0点
		2項目	0.5点
		1項目	0.25点
		0項目	0点
(5) 配置予定技術者の同種工事施工実績 同種・類似工事において配置予定の技術者が「監理技術者」,「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した実績により評価する。	1.5点	実績あり	1.5点
		実績なし	0点
(6) 配置予定技術者が有する国家資格等 配置予定の技術者が有する資格により評価する。	0.25点	技術士・一級建築士又は当該工事区分による一級国家資格者等	0.25点
		二級建築士又は当該工事区分による二級国家資格者等	0.12点
		資格なし	0点
(7) 継続教育学習制度への取組み状況 評価項目算定資料提出日現在において, 配置予定技術者が受講した実績(別表1に示す団体の証明があるもの。)を評価する。	0.25点	実績あり	0.25点
		実績なし	0点

(8) ア 建設業労働災害防止協会への加入 評価項目算定資料提出日現在における建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。 イ ISO 又は事業所版環境 ISO の取得状況 評価項目算定資料提出日現在における ISO9001 又は ISO14001, 事業所版環境 ISO (エコアクション 2.1 又はエコうつのみや 2.1) の認証取得の有無により評価する。 ウ 宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度の認証取得状況 評価項目算定資料提出日現在における宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度認証取得の有無により評価する。 エ 消防団活動への協力 評価項目算定資料提出日現在における宇都宮市消防団協力事業所の認定の有無を評価する。 オ BCP 認定 評価項目算定資料提出日現在における「事業継続力強化計画」として国土交通省又は経済産業省の認定の有無により評価する。 (注) 国土交通省の認定は 1 項目とする。 経済産業省の認定は 0.5 項目とする。ただし、両省の認定を受けているとしても 1 項目とする。		5 項目	1.5 点
		2.5 項目～4.5 項目	1.0 点
		0.5 項目～2 項目	0.5 点
		ア～オの項目数による評価 1.5 点 0 項目	0 点
(9) 災害時協力協定締結状況 評価項目算定資料提出日現在における宇都宮市又は栃木県との災害時協力協定締結の有無を評価する。	0.25 点	締結あり	0.25 点
		締結なし	0 点
(10) 市内事業者の施工割合 当該工事における市内事業者の施工割合を評価する。	0.25 点	90%以上	0.25 点
		50%以上 90%未満	0.12 点
		50%未満	0 点

(11) 施工計画 別表 2 の評価項目により評価する。 なお、不可の評価を受けた者は失格とする。	7.0 点	優	7.0 0 点 ～ 5.9 6 点
		良	5.7 0 点 ～ 4.1 5 点
		可	3.8 9 点 ～ 1.3 0 点
		不可	1.0 4 点 ～ 0 点

3 技術評価項目における同種工事は、次の条件に該当するものとする。

下記の条件をすべて満たすものを評価する。

発注者：国，地方公共団体，特殊法人等，都道府県出資公社

完成引渡し：平成 2 8 年 4 月 1 日以降

工事種別：上水・工業用水道工事 送配水施設工

夜間工事：有

交通量：2 0，0 0 0 台/日以上

4 評価対象となる配置予定技術者の国家資格は、次の条件に該当するものとする。

一級国家資格… 1 級建設機械施工技士，1 級土木施工管理技士，技術士「建設部門」，「農業部門（農業土木）」，「水産部門（水産土木）」，「森林部門（森林土木）」，「総合技術監理部門（建設）」，（農業のうち農業土木），（水産のうち水産土木），（森林のうち森林土木）」

二級国家資格… 2 級建設機械施工技士（第 1 種から第 6 種），2 級土木施工管理技士（土木）

5 施工計画のテーマは、次のとおりとする。

- ・ 工程管理について・・・交通量の多い道路を規制しながらの施工であるため，安全かつ効率的に工事を完成させるため，安全管理や工程管理について記載すること。
- ・ 品質管理について・・・品質を確保するために設計業務や施工で工夫することについて記載すること。
- ・ 施工上特に配慮すべき事項・・・長期に及ぶ夜間工事であることから周辺住民等に配慮すること及びその対策について記載すること。

6 評価項目及び算定基準（標準案件）については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 配置予定技術者を 1 名に特定できない場合，複数名とすることができる。この場合においては，配置予定技術者について提出を求める算定資料は，すべての配置予定技術者について提出すること。また，評価点については最も低い評価を受けた配置予定技術者の点数を用いるものとする。

また，評価対象とする技術者は，発注機関が公告等において配置を求めた「監理技術者」，「主任技術者」又は「現場代理人」の実績を有する者のみとし，工事カルテにおいて，発注機関の求めによらず配置された技術者の実績や担当技術者の実績は，その表記のみでは評価対象としない。

(2) 優良工事表彰状況の評価について，評価対象とするものは以下のものに限ることとし，宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事以外の工事において，表彰状，契約書，工事カルテ等で要件を満たすことの確認が困難である場合は評価しない。

- ・宇都宮市長表彰（優良建設工事表彰又は優秀賞）
- ・栃木県知事表彰
- ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での関東地方整備局長表彰
- ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での事務所長等表彰
- ・栃木県発注工事での事務所長等表彰

なお、特定建設工事共同企業体の構成員（代表者を含む。）としての受彰実績は、評価対象とする。ただし、当該表彰が構成員を個別に表彰するものである場合、申請者である事業者に対する表彰であることを確認できない場合は評価しない。

(3) ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）又は、JABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。

(4) 施工計画については、当該工事を施工する際に特に留意すべき事項について社内で十分に検討した上で作成し提出（提出部数は1部とする。）すること。

また、施工計画の評価については絶対評価により行うものとし、必要に応じて施工計画に関するヒアリング調査を実施する。

なお、市が指定した様式及び記載条件以外で施工計画を作成した場合については、失格として取り扱う。

(5) 特定建設工事共同企業体に係る入札の場合、評価項目及び算定基準中(1)，(3)～(9)，(11)については代表者のみを評価する。(2)については構成員（代表者を含む。）のうち実績を有する者を評価する。

(6) 評価項目及び算定基準中(2)及び(5)において、同種工事の実績（工事種別）を複数有する必要がある場合は、次のとおり評価する。

- ・複数の工事種別が同一工事内にある場合、当該工事を実績として扱う。
- ・複数の工事種別が同一工事内にない場合、評価点が低い工事を実績として扱う。

(7) 評価項目及び算定基準中(10)において、受注者が特定建設工事共同企業体である場合は、構成員（代表者を含む。）が市内事業者である場合のみ、当該特定建設工事共同企業体を「市内事業者」とであるとみなす。

7 総合評価落札方式の採用に係る特記事項

本工事は、総合評価落札方式により落札者を決定するため、下記の項目について遵守すること。

(1) 配置予定技術者は、当該工事に提出した施工計画の内容を満たす施工をしなければならない。

(2) 発注者は、工事の監督・検査にあたり、受注者の施工内容が評価した施工計画の内容を満たしていることを確認することとし、受注者は必要な資料を作成し監督員に提出しなければならない。

必要な書類の作成及び提出に要する費用は受注者の負担とする。

(3) 受注者の責めにより、施工計画を満たす施工が行なわれない場合、または市内業者の施工割合について誓約書の内容が履行されない場合は、工事成績評点を減ずる措置を行う。工事成績評定の減点は、合計で最大10点を減点する。

(4) 前項により減点を受けた者は、次回工事の入札参加の際に不適格者として扱われることがある。

別表 1：評価対象とする資格認定団体

・一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会	・公益社団法人 日本造園学会
・公益社団法人 日本建築士会連合会	・公益社団法人 日本都市計画学会
・公益社団法人 日本技術士会	・公益社団法人 農業農村工学会
・公益社団法人 空気調和・衛生工学会	・一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
・一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	・公益社団法人 日本建築家協会
・公益社団法人 地盤工学会	・一般社団法人 日本建設業連合会
・公益社団法人 森林・自然環境技術教育研究センター	・一般社団法人 日本建築学会
・一般社団法人 全国上下水道コンサルタント協会	・一般社団法人 日本建築構造技術者協会
・一般社団法人 全国測量設計業協会連合会	・一般財団法人 建設業振興基金
・土質・地質技術者生涯学習協議会	・公益財団法人 建築技術教育普及センター
・公益社団法人 土木学会	・一般社団法人 建築設備技術者協会
・一般社団法人 日本環境アセスメント協会	・一般社団法人 電気設備学会
・公益社団法人 日本コンクリート工学会	・一般社団法人 日本設備設計事務所協会

別表 2：施工計画の評価項目及び配点

評価項目	評価内容	評価区分	配点	評価者 1	評価者 2	評価者 3	合計
工程管理に係わる技術的所見	工事の手順，各工程の工期が，的確に捉えられているか。	標準を上回り優れている	3 点				
		標準を上回りの確である	2 点				
		標準である	1 点				
		標準を下回る	0 点				
品質管理に係わる確認，管理方法の的確性	品質の確認方法，管理方法が，現場の環境条件（地形，地質，環境，地域特性等）を踏まえての確であるか。	標準を上回り優れている	3 点				
		標準を上回りの確である	2 点				
		標準である	1 点				
		標準を下回る	0 点				
施工上配慮すべき事項の的確性	配慮事項が，現場の環境条件（地形，地質，環境，地域特性等）を踏まえての確であるか。	標準を上回り優れている	3 点				
		標準を上回りの確である	2 点				
		標準である	1 点				
		標準を下回る	0 点				
合 計							

評価者合計点	27 点～23 点	22 点～16 点	15 点～5 点	4 点～0 点
評 価	優	良	可	不可

＊ 優，良，可の評価点計算式は以下のとおりとする。

$$\text{評定点} = \text{評価者合計点} \div \text{評価者満点（27点）} \times \text{施工計画配点（7点）}$$

＊ 評価については，監督員・総括監督員・検査員の3名で絶対評価により行うこととする。

配水管更新工事 第 2 4 号
(設計・施工一括発注方式)

要求水準書

宇都宮市上下水道局

第 1 章 総則

(1) 要求水準書の位置付け

配水管更新工事 第 2 4 号（以下「本事業」という。）要求水準書は、宇都宮市上下水道局（以下「局」という。）が本事業を設計・施工一括発注方式（以下「管路 D B 方式」という。）により実施するに当たって、局が本事業の受注者（以下「事業者」という。）に求める業務の水準（以下「要求水準」という。）であり、本事業での仕様を記載したものである。

(2) 用語の定義

本事業 : 配水管更新工事 第 2 4 号をいう。
局 : 宇都宮市上下水道局をいう。
事業者 : 本事業の受注者をいう。
管路 D B 方式 : 設計・施工を一括して発注する方式をいう。
要求水準 : 局が本事業の事業者に求める業務の水準をいう。
設計成果 : 設計業務において作成した数量や図面等をいう。

第2章 本事業の概要

(1) 事業の目的

本事業は、安全で良質な水を安定的に供給することを目的に、老朽化した配水管の更新を行うことを目的とする。

(2) 事業名称

配水管更新工事 第24号

(3) 事業場所

宇都宮市西川田町ほか5町
主要地方道 宇都宮栃木線

(4) 事業主体

宇都宮市上下水道局

(5) 事業期間

契約締結日から令和11年3月9日まで

(6) 事業のスケジュール

工事請負契約の締結	令和8年11月頃
配管設計の完了	令和9年8月頃
工事の着手	令和9年9月頃
工事の完成	令和11年3月9日

(7) 事業方式

本事業は、更新事業の効率化を図るため、設計・施工を一括して発注する管路DB方式で実施するものである。

(8) 入札及び契約

「宇都宮市上下水道局に係る設計・施工一括発注方式実施要領」に基づき、入札及び契約を実施する。

(9) 対象施設

本事業において更新する配水管等は、次のとおりとする。

- ・配水管 管種D I P・H P P E，口径 ϕ 2 5 0 ～ 5 0 m m，
延長 3 0 8 0 m
- ・仕切弁 1 5 箇所
- ・消火栓 1 0 箇所
- ・給水管 1 0 8 件
- ・既設管撤去 ϕ 2 5 0 ～ 5 0 m m L = 3 0 8 0 m

(10) 業務範囲

事業者が行う業務範囲は対象施設の設計及び施工とし、その概要は表に示すとおりとする。また、対象路線の詳細は設計図書を参照することとする。

区分	業務	備考
全体	本事業の総合調整 (統括管理技術者の配置)	発注者及び事業者間の調整及び本事業 の総合的な調整・管理
設計	現地調査	
	図面作成	
	数量計算	
	審査	
	報告書作成	
	設計協議	
	試掘調査	既設管や他企業占用物件等の試掘調査
施工	管布設工	
	仕切弁設置工	
	消火栓設置工	
	給水分岐替工	
	既設管撤去工	

第3章 基本的要件及び要求水準

(1) 遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業に関係する法令，条例，規則等を遵守し，本事業を実施することとする。

(2) 配管設計

事業者は，設計図書及び上下水道設計業務委託共通仕様書等に規定した仕様又は同等以上の仕様を提案して設計を行うものとする。

(3) 施工業務

事業者は，設計成果により作成した設計図書及び水道工事標準仕様書等に規定した仕様又は同等以上の仕様を提案して施工するものとする。

第4章 予想されるリスクと責任分担

本事業の適正かつ確実な実施を確保する観点から、リスクが顕在化した場合の局と事業者のリスク及び責任分担については、契約書、上下水道設計業務委託共通仕様書、水道工事標準仕様書及び次に記載のとおりとする。

なお、記載のない事項については、局と事業者の協議により決定する。

リスクの種類	リスクの内容	局	事業者
設計リスク	局が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など	○	
	事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など		○
工期遅延・工事費用増大リスク	提示条件の誤りや追加指示，設計業務時の調査や試掘において予見困難な地下埋設物の発生など，事業者の帰責事由によらない工期の遅延・費用の増大	○	
	設計業務で作成された数量や図面の誤り，設計業務時の調査や試掘において予見可能な地下埋設物の発生など，事業者の帰責事由による工期の遅延・費用の増大		○